

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令が下表のとおり改正になりました。

納付しなければならない者	金 額	電子申請等による場合における金額
一 法第3条第1項の登録を受けようとする者	1 件につき 35,300円	1 件につき 32,100円
二 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	1 通につき 720円	1 通につき 700円
三 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	1 回につき 530円	1 回につき 520円
四 法第29条第1項の認定を受けようとする者	1 件につき 8,000円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額及び41,900円の合計額	1 件につき 8,000円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額及び40,700円の合計額
五 法第29条第1項の認定の更新を受けようとする者	1 件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び17,900円の合計額	1 件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び17,000円の合計額
六 法第33条第1項の認可を受けようとする者	1 件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び25,700円の合計額	1 件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び24,500円の合計額
七 法第35条の6第1項の認定を受けようとする者		
イ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1 件につき 55,100円	1 件につき 55,100円
ロ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1 件につき 79,400円	1 件につき 79,400円
ハ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1 件につき 103,600円	1 件につき 103,600円
八 法第37条の5第4項の指定を受けようとする者	1 件につき 56,800円	1 件につき 53,600円